

指定地域密着型通所介護

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、指定地域密着型通所介護の基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文は必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

1 定義及び基本方針

指定地域密着型通所介護	<p>「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が19名未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。</p>	法8条 第17項
	<p>【基本方針】 地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	条例59条の2

2 人員基準

管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	条例59条の4
介護従業者	<p>ア 生活相談員 サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員（専従者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ⇒生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>イ 看護職員 サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 ⇒利用定員が10人以下である場合にあっては、看護職員及び介護職員の員数を、単位ごとに提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専従に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>ウ 介護職員 サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専従者に限る。）が勤務している時間数の合計数</p>	条例59条の3

	<p>を当該サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</p> <p>⇒利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。</p> <p>エ 機能訓練指導員 1以上</p> <p>⇒日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができる。</p>	
	<p>「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）としますが、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>	

3 設備基準

<p>食堂 機能訓練室</p>	<p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p>	<p>条例59条の5</p>
<p>①相談室 ②静養室 ③事務室 ④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ⑤その他必要な設備及び備品等</p>	<p>ア 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>イ 専ら事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること ・たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること 	
<p>夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合</p>	<p>ア 事業者が当該事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p>	

4 運営基準（主なもの）

取扱方針	<p>ア 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>イ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	条例59条の8
具体的取扱方針	<p>ア 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>イ 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>ウ サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>エ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>オ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p>	条例59条の9
内容及び手続の説明及び同意	<p>ア サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>イ</p>	条例9条（準用）
地域密着型通所介護計画の作成	<p>ア 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>ウ 事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>エ 事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>オ 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	条例59条の10
運営規定	<p>ア 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 	条例59条の12

	<p>3 営業日及び営業時間</p> <p>4 指定地域密着型通所介護の利用定員</p> <p>5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>6 通常の事業の実施地域</p> <p>7 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>8 緊急時等における対応方法</p> <p>9 非常災害対策</p> <p>10 その他運営に関する重要事項</p>	
勤務体制の確保等	<p>ア 事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>イ 事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	条例59条の13
利用料等の受領	<p>ア 事業者は利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>2 サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>3 食事の提供に要する費用</p> <p>4 おむつ代</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>イ 事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	条例59条の7
地域との連携 (運営推進会議等)	<p>ア 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成され</p>	条例59条の17

	<p>る協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>イ 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	
<p>非常災害対策</p>	<p>ア 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>イ 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>条例 59 条の 15</p>
<p>事故発生時の対応</p>	<p>ア 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>エ 事業者は、指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、ア及びイの規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>記録の整備</p>	<p>ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>イ 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(ア) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(イ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(ウ) 市への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(カ) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>条例 59 条の 19</p>

緊急時等の対応	<p>ア 従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	条例 53 条（準用）
業務継続計画の策定等	<p>ア 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	条例第 32 条の 2（準用）
虐待の防止	<p>ア 指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(ウ) 当該事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(I) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	条例第 40 条の 2（準用）
感染症の予防及びまん延防止	<p>ア 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	条例第 59 条の 16

「法」…介護保険法

「条例」…伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例